

■ 国民健康保険被保険者証(保険証)を「簡易書留」で郵送します

現在お持ちの保険証は、平成22年3月31日が有効期限となっていますので、更新した保険証を3月末に「簡易書留」にてお届けする予定です。

※新しい保険証の郵送は、平成21年度第10期(平成22年3月1日納期)まですべて納付されている世帯を対象としています。

平成22年3月2日以降に納付された世帯につきましては、本庁健康福祉課または各支所市民係窓口で納付の確認後に交付となりますので、領収書をご持参ください。

(ただし、発送日までに納付の確認が取れた場合は郵送します。)

また、納期限までに納付することが困難な場合、市役所では随時納税相談を行っていますので、お早めにご相談ください。(すでに納税相談をいただき、計画通りに納付されている方につきましては、通常通り納付後に短期の保険証を市役所または各支所の窓口で交付させていただきます。)

■ 70歳から74歳の窓口負担「一割」は据え置き

現在、医療機関等で治療を受けたときの窓口負担が「1割」の方につきましては、平成23年3月31日までは引き続き「1割」に据え置かれることになりました。新たな高齢受給者証は3月末に郵送にてお届けします。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国民健康保険係 ☎ 22-3167

「ワイン・リキュール特区」説明会の参加者募集!



皆さん、「構造改革特区」という言葉をご存じですか?
これは「構造改革特別区域」の略で、構造改革特別区域域法により、従来は法規制等で実施ができなかった事業を、特別に行うことができるようになる地域のことを言います。
阿蘇地域ではこれまでいくつかの構造改革特区の認定を受けていますが、近年では、農業者が濁酒(どぶろく)の製造ができる「どぶろく特区」の認定を受けて、農家民宿や農家レストランでどぶろくが振る舞われています。
さらに昨年11月、新たに特産酒類の製造ができる「ワイン・リキュール特区」の認定を受け、従来は6キロリットル以上の生産量がないと製造できないワイン・リキュールを、ワインは2キロリットル以上、リキュールは1キロリットル以上の生産量で製造できるようになりました。

これにより、単にワイン・リキュールの製造・販売が可能となったというだけでなく、こうしたお酒を活用した「おもてなし」も可能になったと言えます。阿蘇の豊かな自然で育まれた農産物を原料とする酒類の提供は、阿蘇の「おもてなし」の一助となるものであり、観光や地域産業、特に基幹産業の農業へもその効果を波及させるものです。

この「ワイン・リキュール特区」に関する説明会を開催しますので、興味がある方はぜひご参加ください。

日時 3月18日(木) 14時～
場所 熊本県阿蘇地域振興局 2F大会議室(宮地)
内容(予定)

- ① 特産酒類の製造免許の取得手続きについて
- ② 販売・提供に関する手続きについて
- ③ その他

問い合わせ先

阿蘇地域振興局総務振興課
☎ 22-3903